

**大阪府立高等学校等体育施設(運動場・体育館)開放使用者心得****(令和3年8月27日以降当面の間)**

開放施設の使用を認められた団体は、いつもの使用者心得に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の事項を厳守してください。この使用者心得に違反した場合は使用禁止とすることがあります。

- 1 以下の事項に該当する場合は、参加を見合わせるよう事前に周知を行うこと。
  - ・体調が良くない場合(例:発熱、咳、咽頭痛などの諸症状)
  - ・同居家族や身近な知人に感染の疑われる人がいる場合
  - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者と濃厚接触がある場合
- 2 マスクを持参し、運動を行っていない際にはマスクを着用すること。
- 3 こまめな手洗い、手指消毒を実施すること。
- 4 他の関係者との距離を確保すること。
- 5 参加者が触れたと考えられる箇所(トイレのドアの取手やスイッチ、トンボ等)においては、活動終了後、消毒を行うこと。(消毒液・消毒剤については使用団体にて準備すること)
- 6 声援など大きな発声は控えること。
- 7 体育館の利用にあたっては、扉を開けて換気を実施すること。
- 8 利用中に飲食をする場合は、会話は控える、向かい合わないなどの対策をすること。
- 9 団体及びグループの代表者の方は、利用者全員の氏名、連絡先及び住所を把握し、連絡が取れる体制を整えておくこと。また、連絡体制を整えることが難しい時には大阪府が実施する大阪コロナ追跡システムを利用すること。

大阪コロナ追跡システムについて

[http://www.pref.osaka.lg.jp/smart\\_somu/osaka\\_qr/index.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_qr/index.html)

- 10 その他、学校からの感染防止に関する措置がある場合にはそれを遵守すること。

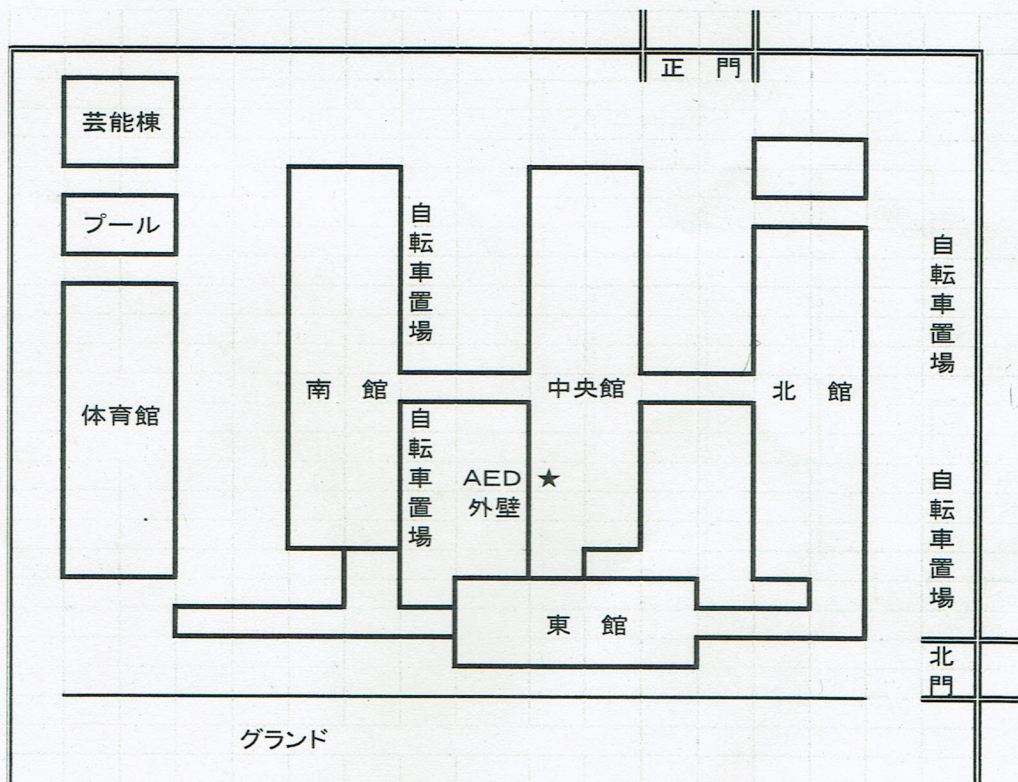
- ※1 開放日から2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した参加者が確認された場合には速やかに市町教育委員会に報告を行い、以降の活動については保健所の指示に従ってください。
- ※2 学校の臨時休業や行事日の変更により、急遽利用を中止いただくことがあります。ご了承ください。  
(あらかじめ各校のHP等をご確認ください。)

東住吉高等学校グラウンド・テニスコート使用者（管理指導員）の方へ

◎裏面の使用者心得を遵守し、以下の事項を必ず守ってください。

1. 図の北門から出入りしてください。
2. 雨でグラウンドが軟弱の場合は使用しないでください。  
雨でグラウンドが軟弱になると予想される場合は、直ちに使用を中止してください。
3. ゴミはすべて持ち帰ってください。
4. 使用後は、グラウンド・テニスコートの整地を必ず行ってください。
5. 学校は学校開放についての電話の取次ぎは一切いたしません。
6. 図の位置にAEDを設置しています。使用した場合には速やかに学校関係者へ連絡、  
連絡できない場合は翌平日にできるだけ早く連絡してください。

(TEL : 06-6702-3838)



## 大阪府立高等学校等体育施設（運動場・体育館）開放使用者心得

開放施設の使用を認められた団体は、次の事項を厳守してください。  
この使用者心得に違反した場合は使用禁止とすることがあります。

- 1 使用団体の責任者は、使用許可時間中、当該団体の指導監督に当たること。
- 2 入退校は原則として集団行動をとること。
- 3 常に善良なる使用者としての注意と責任をもって使用すること。
- 4 使用目的以外に使用しないこと。
- 5 運動用具（石灰等も含む）などは各自持参すること。
- 6 許可された使用時間を厳守すること。
- 7 常に安全に注意しながら使用すること。なお、予期しない災害、事故が考えられるのでスポーツ傷害保険等に加入するなど事故に備えておくこと。
- 8 指定された場所以外に立ち入らないこと。
- 9 便所・手・足洗い場の使用に当たっては、清潔と美化に努めること。
- 10 開放校及び周辺民家・工場等の施設及び設備等を破損した場合は、直ちに関係機関に報告するとともに、原形に復すか損害を賠償しなければならない。
- 11 使用時における傷害や疾病については、当該団体の責任において処理すること。
- 12 校内は全面禁煙につき、喫煙をしないこと。
- 13 校内での飲酒や酒気を帯びての使用をしないこと。
- 14 自動車及び自転車の乗り入れは、定められた場所以外はしないこと。
- 15 校内への危険物の持ち込みをしないこと。
- 16 使用に際して生じたゴミ等は、学校に残すことなく各自で持ち帰ること。
- 17 周辺に迷惑をかけるような不必要な音声は慎むこと。
- 18 使用した施設等の後片付け及び清掃を確実にを行うこと。
- 19 運動場においては、雨天等でグラウンドが軟弱な場合は使用しないこと。
- 20 各学校における使用者留意事項等を遵守すること。
- 21 その他、関係機関の指示する事項に従うこと。